

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和7年度 第2回相模原市大規模事業評価委員会		
事務局 (担当課)		経営監理課 電話042-769-9240 (直通)		
開催日時		令和7年8月18日(月) 午後6時～午後7時25分		
開催場所		相模原市役所本庁舎本館2階 第1特別会議室		
出席者	委 員	5人(別紙のとおり)		
	事業所管局	6人(緑区役所副区長、区政策課長、同総括副主幹、同主任、津久井まちづくりセンター主査、アセットマネジメント推進課主査)		
	事務局	3人(経営監理課長、同主査、同主査)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議事		(1) 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について (2) 相模原市大規模事業評価制度について (3) その他		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

議事

(1) 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について

笠原区政策課長から資料1及び2に基づき説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。

(以下、質疑応答・意見交換 ○は委員の発言、●は事業所管理局の発言)

○ 資料1の1ページの「概要」の「内容」の記述について、現行の延床面積から2割削減するとの意図のはずだが、表現が更新費用の2割削減となっている。修正が必要ではないか。(奥委員)

● 事務局と相談し対応する。(笠原区政策課長)

○ 資料1の10ページの「需要予測」や14ページの「成果指標」について、公民館の年間利用者数としており、基準年を令和5年度としているが、根拠は何か。(奥委員)

● 現時点で直近の令和6年度の数値が確定していないため、最新の令和5年度の数値を基準としている。まもなく、令和6年度の数値が確定するため、令和5年度の数値と乖離がないか確認したい。(笠原区政策課長)

○ 資料1の17ページの「環境関連法令等への合规性」について、埋蔵文化財が出土する可能性もあるため、文化財保護法も関連するのではないか。

また、「環境への効果」について、当該事業においてはオープンスペース・広場の確保や緑化を行うことも想定されているため、良好な空間の創出といった効果もあるのではないか。今後そういったことも意識した計画にしてほしい。(奥委員)

● 建物を除却した後、埋蔵文化財の有無を調査し、適切な対応を行う予定である。

また、市民が集える場所としてオープンスペース・広場の設置を想定しているため、大きさ等について、引き続き検討させていただく。(笠原区政策課長)

○ 資料1の14ページの「費用便益分析」について、複合化を行った場合と個別建替えの場合とで比較しているが、ともに延床面積を2割削減したコストになっているという理解でよいのか。(吉川副会長)

● お見込みのとおり。(田野区政策課主任)

○ 複合化を行った場合について、コストだけでなく、利便性が圧倒的に高まるため優位である。(吉川副会長)

○ 相模原西メディカルセンター急病診療所について、複合化後も現在の建物は残ると伺っているが、耐用年数を迎えるまで古い建物を持続けることは修繕等のコストが大きくかかるなどリスクがあるため、西メディカルセンターは除却し、代わりとして津久井保健センターを減築して使用する案も考えられるのではないか。(吉川副会長)

● 西メディカルセンターについて、機能を新しい複合施設に移した後は建物を除却することになると思うが、建物除却後の市有地の取扱いについては今後検討していきたい

い。(笠原区政策課長)

- 資料2の5ページのモデルプラン2について、将来的に中野小学校を改修する際、現在の駐車場の場所に庁舎があると改修が難しくなるため、駐車場は現在の位置のままとした方が対応しやすいと思う。(吉川副会長)
- 将来的な学校改修の際、現在の駐車場敷地を使用することは検討していなかったが、教育委員会にも情報共有し、連携して取り組んでまいりたい。(笠原区政策課長)
- 公民館には、著名な現代芸術家の作品(レリーフ)、津久井の歴史や自然を象徴したホールの緞帳、噴水広場などがあり、残すことが難しいものもあるが、地域文化や地域の記憶への配慮として、何らかの形で記憶を残していくという事は行った方がよいと思う。評価項目にはないが、そうした配慮をすることにより、新しい施設の利用促進にも繋がると思う。(吉川副会長)
- 全てを残すのは難しいと思うが、歴史への配慮は必要であり、活用方法について、今後慎重に検討してまいりたい。(笠原区政策課長)
- 資料1の10ページのコストについて、80年間の維持管理費が記載されているが、金利などを踏まえて現在価値化したものか。(碓井委員)
- 金利や物価上昇を踏まえたものではなく、現在の単価で80年間の維持管理費を積算したものである。(田野区政策課主任)
- 資料1の10ページと11ページのコストの関係性について、整合がとれているのか教えてほしい。(小野田会長)
- 整備パターンの比較と事業手法の比較は別々の検討を行ったものであり、金額について単純な比較ができるものではない。(笠原区政策課長)
- 大規模事業評価委員会として、事業を実施することについては異論がないと思うが、具体的に事業を実施するに当たって留意すべき事項があるといった審議であったと思う。今回の審議を踏まえ、次回、答申(案)と審議結果(案)について議論する。(小野田会長)

(2) 相模原市大規模事業評価制度について

田岡経営監理課長から資料3に基づき説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。
(以下、質疑応答・意見交換 ○は委員の発言、●は事務局の発言)

- 資料3の2ページの「市民意見聴取」について、都市計画決定や環境影響評価の意見聴取は趣旨が異なるものであり、別途対応が必要であると整理していただいたことは良い。見直し後の内容について、1文目と2文目では異なる内容が書かれていると思うが、改めて説明してほしい。(奥委員)
- 1文目は、市民意見聴取を大規模事業評価後の基本計画策定時にまとめて行うもの。2文目は、大規模事業評価と基本計画の策定の時期が近接しており、市民意見聴取を並行して、まとめて行うもの。大半は並行して行うことになると考えている。(田岡経営監理課長)
- 見直し案が2パターンあるということでよいか。(奥委員)
- そのとおりである。(田岡経営監理課長)

- 分かりづらいため、資料に2パターン記載してほしい。(奥委員)
 - 記載させていただく。(田岡経営監理課長)
 - 資料3の4ページの「対象事業」について、「必要に応じ事業所管課と経営監理課で協議の上」とあるが、必要に応じの部分はどういう場合なのか。必ず協議するのか、ない場合もあるのか。(奥委員)
 - 基本的には、内容について協議をした上で、対象外とするか決めていきたいと考えている。(田岡経営監理課長)
 - であるならば、必ずスクリーニングをするという表現に修正した方がよいのではないか。(奥委員)
 - 修正させていただく。(田岡経営監理課長)
 - 資料3の4ページの「対象事業」について、評価の対象外にできる規定のため、対象とすることもできる。市民に必要不可欠な事業を評価の対象とした場合においても、評価項目のうち事業の必要性は評価不要にできるとしても良いのではないか。(吉川副会長)
 - 御意見のとおり整理させていただく。(田岡経営監理課長)
 - 資料3の4ページの「対象事業」について、例えばごみ処理施設として、清掃工場や埋立処分場など、どこまでが該当するのか。明確に対象外となるものと、そうではないものの境目がどこなのかを共有してほしい。大規模事業評価委員会に取扱いを協議する可能性がある施設を次回共有してもらえるとイメージがしやすいのではないか。
- また、制度見直し後のフローチャートがあると論点が明確になると思う。(小野田会長)
- 次回用意させていただく。(田岡経営監理課長)
 - 制度の見直しによって評価の対象外となった場合、市民への説明責任や意思形成過程の透明化は別の方法により担保されるのか。(碓井委員)
 - 評価の対象外となった場合においても、各事業の検討の中で、市民への説明責任や意思形成過程の透明化に取り組んでいくものと考えている。(田岡経営監理課長)

(3) その他

事務局から次回の委員会について、9月19日(金)を予定している旨説明した。

以 上

令和7年度第2回相模原市大規模事業評価委員会 委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	井坂 康志	ものづくり大学 教養教育センター 教授		出席
2	碓井 敦子	公認会計士		出席
3	奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授		出席
4	小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授	会 長	出席
5	吉川 徹	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授	副会長	出席